



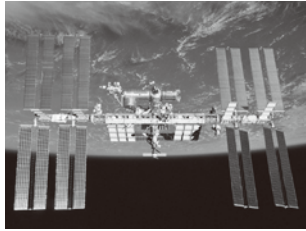
岐阜県からのお知らせ

点字版・音声版をご希望の方は、県庁広報課へご連絡ください
音声版には、CD（デジター編集）での提供と音声用のテキストデータの配信もあります

今月のピックアップ情報

空宙博(そらはく)企画展 「宇宙のきぼう～未来の宇宙生活への挑戦～」

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館(愛称「空宙博」)で、国際宇宙ステーション(ISS)日本実験棟「きぼう」で行われている実験の成果や、宇宙での生活を紹介する企画展を開催します。期間中は、講演会、体験教室など様々な関連イベントも実施します。ぜひお越しください。



国際宇宙ステーション(ISS) ©JAXA/NASA

- 開催期間/3月23日(土)～6月3日(月)
- 場所/岐阜かかみがはら航空宇宙博物館(各務原市)
- 観覧料/無料(別途入館料が必要)
- 問/岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
☎058(386)8500

そらはく

検索

- 県の人口
1,928,099人(1,125人減)
- 県政広報テレビ番組「ぎふ県政ほっとライン」
- 「清流の国ぎふ 岐阜県ミナモトより」
- @Gifu_kouhou

※令和5年12月1日現在
※()内は前月との比較

ぎふチャン(8ch)データ放送で「岐阜県からのお知らせ」も配信中!

ボタンを押して地元情報をゲット!



令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

地球温暖化や自然災害の防止など森林が持つ公益的機能の維持増進を図るため、手入れの行き届かない森林の整備に必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担する仕組みとして、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。森林環境譲与税として国から市町村と県に配分され、森林整備のほか、担い手の育成などに活用されます。



- 課税対象者/国内に住所を有する個人
- 金額/一人年額千円 ※個人住民税均等割と併せて徴収されます
- 問/森林環境税に関すること
県市町村課 ☎058(272)8121
- 問/森林環境譲与税に関すること
県森林活用推進課 ☎058(272)8821

情報ボックス



県広報は県公式ウェブサイト、広報紙ポータルサイト「マイ広報紙」・「岐阜イーブックス」、広報紙アプリ「マチイロ」でも公開中!
※掲載している二次元コードは、スマートフォンの機種やアプリなどによって、読み込めない場合があります

アイコン説明



催し



募集



資格・研修



その他



テクノプラザ(各務原市)が令和6年4月1日にリニューアル

岐阜県科学技術振興センターをはじめとするテクノプラザ内の県有施設が、「テクノプラザものづくり支援センター」としてリニューアルします。「ものづくり産業の総合支援拠点」として、産業の高度化・新ビジネス創出等の支援、人材育成・確保、企業連携交流に取組みます。

- 問/県産業デジタル推進課
☎058(272)8401



レクリエーション用具を無料で貸出します

企業や団体、福祉施設などでの健康づくりに活用いただけるよう、62種類のレクリエーション用具を無料で貸出しています。

- 貸出レクリエーション用具/モルック、インディアカなど
- 料金/無料(郵送の場合、送料は自己負担)
- 申込先・問/県レクリエーション協会
☎058(295)7257

岐阜 レクリエーション用具

検索



第19回飛騨高山ヴィルトーゾオーケストラコンサートを開催

飛騨に縁のある演奏家で構成されたオーケストラがシューマン「交響曲第2番」などを演奏します。※定員は500人

- とき/3月31日(日)
- ところ/飛騨・世界生活文化センター(高山市千島町)
- 料金/指定席3,000円、自由席(一般)2,000円(電話予約可能)
- 問/飛騨・世界生活文化センター
☎0577(37)6111



進学進級時の少年非行犯罪被害防止

進学進級等で生活環境が変わる3月、4月は、子どもが非行に走りやすく、使い始めたスマホでSNSトラブル等に巻き込まれ、悪質な被害に遭うリスクが高まる時期です。非行サインを見逃さず、子どものスマホには有害サイトへの接続を制限するフィルタリングを設定しましょう。

- 問/☎0120(783)800 ※県警少年サポートセンター ヤングテレホン



「清流の国ぎふ地歌舞伎勢揃い千種楽公演」を開催

いよいよ千種楽!県が誇る地歌舞伎の公演を開催します。

- とき/3月17日(日)
- ところ/ぎふ清流座(ぎふ清流文化プラザ 長良川ホール)(岐阜市)
- 定員/390人(先着順) ※無料(自由席)
- 申込方法/整理券、ネット申込
- 問/公財 岐阜県教育文化財団
☎058(233)8164 詳細はこちら



ぎふ清流文化プラザ

検索



改正障害者差別解消法が施行されます

令和6年4月1日より、事業者も障がい者への合理的配慮の提供が義務化されます。

- 例)・車椅子でテーブルに着席したいとの要望に、備え付けの椅子を片付ける
- ・読み書きが困難との申し出に、写真やタブレット端末などを使い意思を伝える
- 問/岐阜県障がい者差別解消支援センター
☎058(215)9747

